

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務の実施の結果

平成 1 0 年 1 1 月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

1992年以來紛争が続いていたボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいては、1995年12月にボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける和平のための一般的枠組協定が締結されたことにより紛争が終結しており、本年9月12日及び13日に国の大統領評議会の構成員及び議会（下院）の議員、スルプスカ共和国の大統領、副大統領及び議会の議員、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦の議会（下院）の議員、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦の県の議会の議員並びにスルプスカ共和国及びボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦の市町村の議会の議員の選挙が実施された。

この選挙については、欧州安全保障・協力機構（以下「OSCE」という。）の下に設立されたOSCE民主制度・人権事務局ボスニア・ヘルツェゴヴィナ選挙監視ミッション及びOSCEボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッションにより行われる国際的な選挙監視活動により、公正に実施されるよう監視及び管理が行われた。

このための要員の派遣について、OSCEから我が国に対して要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第2号の2に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国の国際的な選挙監視活動への同意という点に関しては、OSCE民主制度・人権事務局ボスニア・ヘルツェゴヴィナ選挙監視ミッション及びOSCEボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッションについ

てそれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、OSCEにより行われる国際的な選挙監視活動に対し人的な協力を行うこととした。このため、本年8月25日、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務の実施について」及び「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成10年政令第294号）」の閣議決定を行い、同月28日にボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊を設置し、これにより、国際平和協力業務を実施した。

2 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 選挙分野

選挙監視要員5名（国家公務員5名）は、国際平和協力本部による研修を経て、本年9月7日から本邦等を出発し、同月9日にボスニア・ヘルツェゴヴィナに到着し、14日までOSCE民主制度・人権事務局ボスニア・ヘルツェゴヴィナ選挙監視ミッションの選挙監視要員として国際平和協力業務に従事した後、同日にボスニア・ヘルツェゴヴィナを出発し、同月16日までに本邦等に帰国した。我が国の選挙監視要員は、3名がサラエヴォ県、1名がゼニツァ・ドボイ県、1名が中央ボスニア県に配置された。

我が国を含むOSCE関係国から派遣された約250名の選挙監視要員は、2名でチームを組み担当地域において1日当たり平均10数ヶ所の投票所を巡回して投票及び開票作業に立ち会い、公正で自由な

選挙が行われているかどうかの監視を行い、監視結果をO S C E民主制度・人権事務局ボスニア・ヘルツェゴヴィナ選挙監視ミッションに対して報告した。我が国の選挙監視要員は、かつての武力紛争の最前線地帯に位置する村落から険しい山間の村落に至る投票所を巡回し、2日間の投票日を通じて1日当たり100キロメートルから300キロメートルを走破してその業務を遂行した。

また、選挙管理要員25名（国家公務員3名、地方公務員5名、民間人17名）は、国際平和協力本部による研修を経て、本年9月4日に本邦等を出発し、同月7日にボスニア・ヘルツェゴヴィナに到着し、同月16日までO S C Eボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッションの選挙管理要員として国際平和協力業務に従事した後、同日にボスニア・ヘルツェゴヴィナを出発し、同月18日までに本邦等に帰国した。我が国の選挙管理要員は、25名全員がサライエヴォ県に配置された。

我が国を含むO S C E関係国から派遣された2,650名の選挙管理要員は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内外に設けられた2,625ヶ所の投票所に配置され、担当する投票所における投票及び開票の監督等を行った。具体的には、選挙規則が遵守されているかどうかを監督した他、必要に応じて投票所委員会委員長に対して改善の申し入れ等を行った。また、一部の選挙管理要員は、投票に係る機材の集積センターにおいて、投票用紙、集計用紙、有権者リスト等の投票関連物資の搬入に際して検査を行うとともに、物資搬出及び保管に係る業務に携った。我が国の選挙管理要員は、朝早くから夜遅くまで、投票所となった学校、集会所等において現地の投票所委員会のメンバーと協力して業務を遂行した。

投票及び開票は、若干の技術的な問題を除き、O S C Eの選挙監視

要員及び選挙管理要員による監視及び管理の下で、全体として円滑かつ平穩に行われたといえる。一部では、投票開始予定時刻に投票用紙、有権者リスト等の搬入が間に合わず、投票所の前に住民が列を成す光景が見られたが、投票所委員会及び選挙管理要員の適切な対応により大きな混乱には至らなかった。

OSCEは、9月13日の投票締め切り後、選挙が公正かつ自由に行われた旨を発表した。また、OSCEが9月25日に発表した最終開票結果によれば、最終有権者総数は約266万人で、投票総数は約188万票、投票率は約70.7%であった。

(2) 連絡調整分野

関係省庁（総理府、外務省）から派遣された4名の連絡調整要員は、本年9月1日からサライエヴォにて逐次業務を開始し、OSCE等関係機関と我が国の選挙監視要員及び選挙管理要員との間の連絡調整業務に従事し、同月19日までに全員が業務を終了し帰国した。

連絡調整要員は、我が国の選挙監視要員及び選挙管理要員と密接に協力しつつ、OSCE等関係機関にも積極的に接触して、我が国選挙要員が業務を円滑かつ効果的に実施するために各種情報を収集し、治安情勢の把握にも努めた。

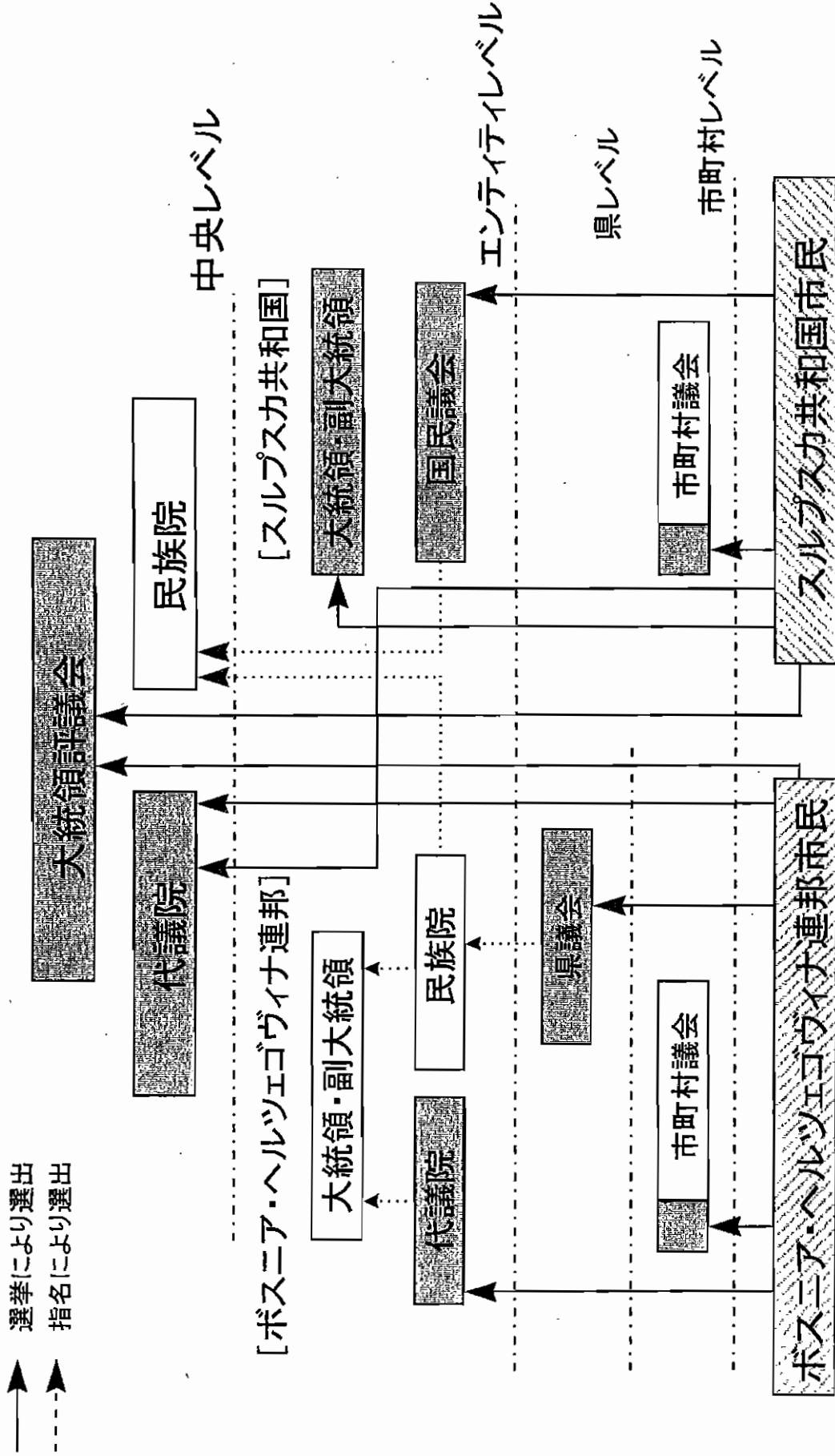
3 まとめ

今回のボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務は、本年6月の国際平和協力の改正によって新たに規定された「国際的な選挙監視活動」のための業務としては初めて実施されたものであったが、我が国要員は、その能力を生かして効率的に業務を実施し、その誠実で正確な仕

事ぶりは、共に業務に従事した世界各国からの要員、OSCE関係者を始めとして国際社会から高い評価を受けた。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施に際して生かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協手法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

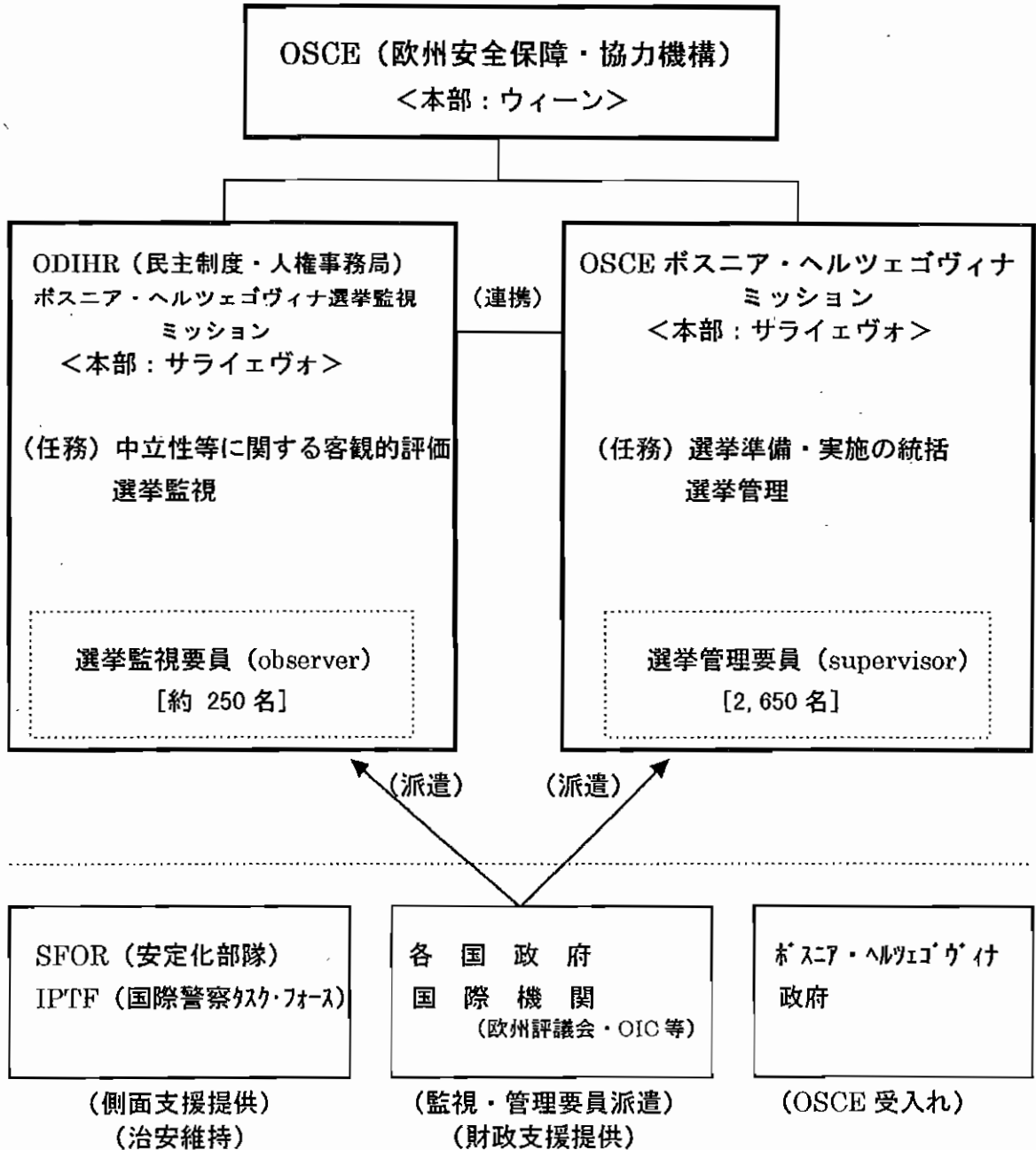
ボスニア・ヘルツェゴヴィナの統治機構と今次対象となった選挙



(参考1)

注. [] は今次選挙の対象となった機関であることを示す。

ボスニア選挙の監視・管理体制



我が国の選挙監視・管理要員の配置先

